

# 平成23年度事業計画書

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

## 1 事業実施の方針

前年度に引き続き、よりいっそう活動実績を積み、各種消費者問題の情報を収集・研究し、不当な約款や勧誘行為の是正を求める活動を展開する。適格消費者団体として、差止訴訟の提起を含めたより実効的な不当行為の是正活動を引き続き行っていく。

また、消費者・事業者・行政機関等に当法人を広く認知してもらうため、不当な約款や勧誘行為事例に関する情報提供、消費者や事業者に対して消費者被害救済や消費者団体訴訟制度などの啓発活動を行う。さらに、政府において検討されている集团的消費者被害救済制度についての研究も深め、適宜意見等を出し実現に向けて努力する。

これらの事業を安定して行っていけるよう、必要なルールの整備を含め、事務局体制の基盤の強化、充実を図る。

## 2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額
消費者被害防止のための調査・研究及び支援事業	消費者被害情報の検討委員会および検討グループの設置・開催	月1回 通年	神戸など	検討委員10名 検討グループ各10名程度	不特定多数の一般消費者・事業者等	1万円
各種消費者被害に関する情報の収集と一	ホームページの運営	通年	事務局	事務局	不特定多数の一般消費者・事業者等	1万円

般消費者等に対する普及啓発事業	公開学習会・セミナー等の開催	年1回	神戸	事務局他	不特定多数の一般消費者・事業者等	8万円
	消費者被害情報をまとめた冊子の配布	年1回	事務局	事務局	不特定多数の一般消費者・事業者等	1万円
	消費者問題に関する講演会への講師派遣	随時	未定	未定	不特定多数の一般消費者・事業者等	1万円
消費者政策の研究・提言	行政機関や国会・地方議会等に対する消費者政策の提言	随時	未定	未定	不特定多数の一般消費者・事業者等及び行政担当者等	5千円
不当約款・不当勧誘等の差止活動	不当約款・不当勧誘等を行う事業者に対する是正勧告・差止に向けた法的手続	随時	未定	検討委員、検討グループメンバー他	不特定多数の一般消費者・事業者等	60万円
消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	関係団体との情報交換	随時 年2回の会合	未定	未定	消費者団体・関係諸機関担当者等	6万円